

# 兵庫県公報

令和2年11月20日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 家畜の改良及び増殖に関する規則及び家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則 (畜産課) .....	1
告 示	
○ 家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産課) .....	3

## 公布された法令のあらまし

- 家畜の改良及び増殖に関する規則及び家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則 (規則第47号)
- 1 家畜改良増殖法及び家畜改良増殖法施行規則の一部改正により、家畜人工授精所の開設の許可証の交付及び記載事項、当該許可証の書換え交付又は再交付の手続、家畜人工授精所の運営の状況の報告手続等が規定されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
  - 2 家畜改良増殖法施行規則の一部改正により、家畜人工授精師になろうとする者に対して行う講習会において課すべき科目及びその時間数の下限が変更されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

家畜の改良及び増殖に関する規則及び家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第47号

#### 家畜の改良及び増殖に関する規則及び家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則

(家畜の改良及び増殖に関する規則の一部改正)

第1条 家畜の改良及び増殖に関する規則(昭和38年兵庫県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削り、「以下「省令」を「第4条及び第6条において「省令」に改める。

第3条中「第12条ただし書の」を「第12条第1項ただし書に規定する」に改める。

第4条を次のように改める。

(家畜人工授精所開設の許可証)

第4条 省令第33条に規定する許可証の様式は、様式第1号のとおりとする。

第5条から第8条までを削る。

第9条の見出しを「(家畜人工授精用精液の提供に関する契約等の届出)」に改め、同条中「その変更を含む。以下同じ」を「以下この条において「契約等」という」に、「行つた」を「行った」に、「家畜人工授精用精液提供に関する契約等(変更)届(様式第5号)」を「家畜人工授精用精液の提供に関する契約等届(様式第2号)」に改め、「契約等を」の右に「行ったことを」を加え、同条に後段として次のように加える。

契約等を解除し、又は変更したときも、同様とする。

第9条を第5条とする。

第10条中「住所地」を「当該書類を提出する者の住所地(当該書類が家畜人工授精所に係るものである場合には、当該家畜人工授精所の所在地)」に改め、同条を第6条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

管理番号 第 号  
許可年月日 年 月 日

家畜人工授精所開設許可証

開設者の氏名又は名称  
家畜人工授精所の名称  
家畜人工授精所の所在地  
家畜の種類  
家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により開設の許可を受けた家畜人工授精所であることを証明する。

年 月 日

兵庫県知事



(日本産業規格A4)

様式第2号(第5条関係)

家畜人工授精用精液の提供に関する契約等届

年 月 日

兵庫県知事

様

家畜人工授精所の開設者 住 所.....

氏名又は名称.....

家畜の改良及び増殖に関する規則第5条の規定により、契約等を行ったことを証する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 契約等の相手方の住所及び氏名又は名称
- 4 家畜人工授精用精液の提供のために契約等をした種畜の種類、名前及び種畜証明書番号
- 5 契約等の内容
- 6 契約等を解除し、又は変更したときは、その理由

(日本産業規格A4)

様式第3号から様式第5号までを削る。

(家畜人工授精師養成講習会規則の一部改正)

第2条 家畜人工授精師養成講習会規則(昭和38年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「対して」の右に「県が」を加え、「。以下「法」という。」を削る。

第3条ただし書中「ある」を「できる」に改める。

第6条中「あつては」を「あつては」に改める。

第7条中「次に掲げる書類」を「履歴書」に改め、同条各号を削る。

第9条第1項中「受講者に対しては」を「知事は、受講者に対し」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「前項の」の右に「規定により貸与を受けた」を加え、「よつて」を「より」に改め、「ときは、」の右に「その損害を」を加える。

第10条中「がある」を「ができる」に改める。

第11条第1項中「以下」の右に「この条及び第13条において」を加える。

第12条第1項を次のように改める。

家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第25条第1項に規定する証明書(次項において「修業試験合格証明書」という。)の様式は、様式第2号のとおりとする。

第13条中「不正な」を「知事は、不正の」に、「対しては」を「対し」に、「ある」を「できる」に改める。

別表中

「	関係法規	3	」
---	------	---	---

を

「 関係法規	5
-----------	---

に改め、同表科目の欄中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の右に「及び保存」を加える。

様式第2号中

「兵庫県知事 氏 名 [印]

を

「講習会の開催者 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

代表者 兵庫県知事

[印]

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。  
別表11の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

告 示

兵庫県告示第1222号の2

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催する。

令和2年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 講習会に係る家畜の種類  
牛
- 2 開催期日  
令和3年1月28日（木）から同年3月1日（月）まで
- 3 開催場所  
県立農林水産技術総合センター 農業大学校（加西市常吉町1256—4）
- 4 講習会の別  
家畜人工授精に関する講習会
- 5 受講対象者  
家畜人工授精師の免許を取得しようとする者（県内在住者に限る。）  
おおむね30名（定員を超えた場合は、県内畜産関係職の従事者を優先）
- 6 受講科目
  - (1) 学科
    - ア 一般科目
      - (イ) 畜産概論
      - (ロ) 家畜の栄養
      - (ハ) 家畜の飼養管理
      - (ニ) 家畜の育種
      - (ヒ) 関係法規

## イ 専門科目

- (7) 生殖器解剖
- (4) 繁殖生理
- (7) 精子生理
- (2) 種付けの理論
- (4) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

## (2) 実習

- ア 家畜の飼養管理
- イ 家畜の審査
- ウ 生殖器解剖
- エ 発情鑑定
- オ 精液精子検査法
- カ 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

## 7 受講手続

受講希望者は、所定の受講願書及び履歴書（最寄りの家畜保健衛生所において交付、家畜保健衛生所ホームページからも取得可能）に、20,000円の兵庫県収入証紙を添えて、最寄りの家畜保健衛生所へ郵送又は持参すること。

## 8 願書の提出期限

令和2年12月18日（金）必着